

## 令和4年度事業計画書

本会の使命は、定款第3条（目的）の趣旨に基づき、最も有効適切な事業を選択し、併せて公益社団法人日本獣医師会等の関係団体の事業計画に協力し、会員相互の理解と協力を得て、公益目的事業の達成を図るものである。

国内外共に新型コロナウイルス感染症のパンデミック、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生により、獣医界を取り巻く環境も著しく変化している。特に、安全な農産物の安定供給による消費者の信頼確保、人と動物の共通感染症に対する危機管理対策など幅広く獣医療を提供する体制の整備が必要とされる。

獣医師は、人と動物が共存できる環境づくりのために、動物の健康保持について責任を果たすばかりでなく、人の生命・健康にも密接に係る役割を担っている。特に、近年は“One Health”的概念から実践へと向かい、また国際的な貢献も求められている。このような社会の要請に積極的に応えて行くため、その責務と使命を自覚し、最新の知識の修得と技術の研鑽に励み、高い見識と責任ある職務の法令遵守（Compliance）に努め、社会に貢献する知恵を醸成しなければならない。

本会は、「公益社団法人宮城県獣医師会」として発足（平成25年4月1日）し、公益9年目を迎えた。今後とも、法人の設立目的を踏まえた公益事業の円滑な推進を図るため、専門集団である本会として、「何ができるのか」・「何をなすべきか」について、情報開示（Disclosure）・公開性（Openness to the Public）・平等性（Equality）を原則とし、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するため、宮城県をはじめとする関係機関・団体との連携を密にして、各支部・職域における活動のより一層の推進に取り組みます。

### 実 施 事 項

#### 1. 獣医学術研鑽の推進

- ・産業動物・小動物・家畜衛生・公衆衛生の学術研修会・講習会の開催及び獣医師生涯研修事業への会員参加を推進する。また、広く会員以外の県民へも、「市民公開講座（公開シンポジウム等）」として情報を提供するとともに、常に、専門集団としての学術研鑽に励み、組織力を高めることにより、質の高い獣医学を社会に還元することに努める。
- ・獣医学術の普及啓蒙・啓発、獣医師会活動の周知等を推進するため、年4回の会報を発刊し、会員に配布するほか、獣医系大学に配架し、必要に応じ、最新情報を本会ホームページに掲示し、一般県民が閲覧出来るように努める。

#### 2. 公衆衛生・家畜衛生対策の推進

- ・動物由来の人獣共通感染症予防推進を図ることにより、人と動物の共通感染症への適切な対応を周知し、特に、公益事業の大きな柱である、狂犬病予防推進事業を円滑に推進するた

め、狂犬病予防月間に広報活動を積極的に展開し、事業実施主体である市町村となお一層の連携強化を図る。

- ・「豚熱」・「口蹄疫」・「高病原性鳥インフルエンザ」・「牛伝染性リンパ腫」等の家畜衛生対策を各関係機関との連携強化を基軸に推進し、畜産振興を支援する。

### 3. 動物愛護福祉推進事業

- ・動物愛護福祉に係る市民参加型のイベントの開催、各地域が企画する愛玩動物の飼い方講習会・犬のしつけ方教室の開催、さらには、学校訪問や出前講座等を通じて動物愛護思想の普及啓発に努める。また、県民が行う傷病野生鳥獣救護活動も支援し鳥獣保護思想の普及啓発を図る。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の趣旨に基づき、無秩序な繁殖に起因する生活環境への支障を未然に防止し、動物愛護管理推進事業（飼い主のいない猫の不妊去勢事業）を実施するため、宮城県の助成を受けて本事業を継続する。さらに、県で実施する可能な限り犬猫の殺処分ゼロを目指すための動物愛護推進事業（ミルクボランティア制度）の推進に協力する。また、今年度から販売される愛玩動物（犬猫）へのマイクロチップ装着義務化について、広く情報提供するとともに本制度の普及に努め本会の体制整備を推進する。愛玩及び産業動物におけるアニマルウェルフェアの普及啓蒙を図り、関係機関とともに、これに配慮した飼養衛生管理の推進を図る。
- ・自然災害時には、所有者不明又は負傷愛玩動物が多数生じ、避難所においても動物同伴者への対処方法等様々な課題が発生する。このため、被災動物の保護や飼い主の支援等に関し、県市町村及び関係団体との協力体制強化を図り、さらに、緊急災害時動物ボランティアの認定・支援及び緊急災害時動物救護コーディネーターの育成・支援を行い、今後の災害時における動物救護への迅速かつ的確に対応するための体制も推進する。

### 4. 食鳥検査事業の推進

- ・近年の食生活の変容に伴い、畜産業における食鳥肉の生産量増大と消費者の消費量は増大している。しかしながら、食鳥肉の喫食を原因とする食中毒の発生は多く、人の健康被害防止が求められている。そのため、鶏の生産現場から食鳥肉の流通に移る際の食鳥検査に本会事業として関わり、病鶏や食中毒菌の排除による食鳥肉の安全確保を推進する。さらに、食鳥検査事業により得た知見を関係者に還元し、生産現場から食卓までの家畜衛生及び公衆衛生対策に寄与する。
- ・全国食鳥検査指定機関協議会と連携し、食鳥検査事業に関する情報交換を図る。

### 5. 獣医師会相互交流の推進

- ・公益社団法人日本獣医師会等の関係団体の事業計画に協力し、会員相互の理解と協力を得て、学術交流等の公益目的事業の達成を図るものとする。また、令和 5 年度に宮城県獣医師会が担当する東北地区獣医師大会及び獣医学術東北地区学会に向けた準備事務を進める。

## 6. 組織活動の充実推進

- ・各支部並びに各委員会活動の円滑な交流推進を図り、構成会員の変動等の問題意識及び課題解決の為の認識・情報共有に努め、本会組織の充実及び災害発生時における危機管理体制を推進する。

## 7. 獣医事の対応推進

- ・日本獣医師会・獣医師倫理綱領「獣医師の誓い—95年宣言」（1995年6月 第52回通常総会採択）及び同・獣医師会活動方針「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い（One World— One Health）」（2010年6月 第67回通常総会採択）に基づき、獣医師倫理の周知徹底と、飼い主とのインフォームドコンセントを推進する。

## 8. 関係諸団体との連携強化

- ・平成26年10月15日公益社団法人宮城県医師会との間に「学術協力の推進に関する協定」を締結した。両者は安全で安心な社会を構築するため、医療及び獣医療の進展に関する学術情報を共有し、連携・協働するものとして、交流促進を基本的事項として確認し、今後、人と動物の健康増進を通じて県民の生活向上に資するための活動を推進する。
- ・災害時における他獣医師会や団体等との相互支援や受援のための連携を推進する。